

内部統制について

入札契約制度改革の実施方針

内部統制プロジェクトチーム／特別顧問・財務局
平成29年3月31日

1. 入札契約制度改革の実施方針

- ◆ 第5回都政改革本部会議で特別顧問から提案された「今後の改革の方向性」に沿って、特別顧問及び財務局との協働による内部統制プロジェクトチームとして作業を進め、下記の方針により入札契約制度の改革を進めることで一致。

「IV. 今後の改革の方向性」※（平成28年12月22日）	入札契約制度改革の実施方針（今回）
<ul style="list-style-type: none">➤ 予定価格の事前公表は見直すべき。➤ 1者入札を回避して実質的な競争環境を確保するための制度及び運用の整備を急ぐ。➤ 最低制限価格制度を主とする運用は、抜本的に見直すべき。➤ 技術提案型の総合評価方式について抜本的に見直し、今後の採否についても根本的に検討する。➤ 入札を含めた調達全般にわたる適正化及びチェックのための制度・運用を確立する。	<ul style="list-style-type: none">○平成29年度から制度改革第一弾として実施する事項<ul style="list-style-type: none">(1)入札参加の促進等による1者入札99.9%落札の抑制<ul style="list-style-type: none">①予定価格の事後公表（全案件）②JV結成義務の撤廃（全案件）③1者入札の中止（財務局契約案件）(2)品質確保と競争性の向上<ul style="list-style-type: none">①低入札価格調査制度の適用拡大（財務局契約案件）○平成29年度中に検討、実施する事項<ul style="list-style-type: none">・技術提案型総合評価の技術点評価方式や評価対象等の見直し・公共調達手続や入札結果に関する事前・事後検証の強化・入札の透明性・公正性をより高めるために情報公開を充実○実施方法<ul style="list-style-type: none">・1年間の試行として実施し、半年程度経過後に都政改革本部会議で中間報告を行い、翌年度以降の改善に向けた検証を進める。・財務局契約案件は平成29年6月を目指して試行開始。各局契約案件は平成29年10月を目指して試行開始

実施案の適用範囲

		予定価格公表時期		JV結成の義務付		1者入札		最低制限価格等			
		現行	試行	現行	試行	現行	試行	現行	試行		
財務局契約	WTO案件 24.7億円以上	事前公表	事後公表	JVのみ	混合入札 (JV+単体)	不可	低入調査	低入調査	低入調査		
	議会案件 9.0億円以上										
	その他										
	建築 3.5億円以上			単体のみ	単体のみ	可	最低制限				
	土木 2.5億円以上										
	設備 0.4億円以上										
局(所)契約	財務局契約以外								最低制限		

2. 平成29年度から制度改革第一弾として実施する事項

(1) 入札参加の促進等による1者入札99.9%落札の抑制

① 予定価格の事後公表

○ 試行内容

- ① 原則として予定価格は事後公表とする
- ② 不調が複数回発生している案件については事前公表とする
- ③ 予定価格及び最低制限価格の漏えい防止策の強化

○ 対象工事

- ・ 競争入札に付する工事請負契約案件
- ・ 財務局契約案件から適用を開始し、年度後半(10月)から各局契約案件にも適用

○ 目的・理由

- ・ 1者入札99.9%落札のような入札結果について、都民の疑惑を払しょくすることが喫緊の課題となっている。
- ・ 事前公表制度は、これまで予定価格の漏洩による不正行為の防止という面で大きな役割を果たしてきたが、予定価格とほぼ同額の応札が可能であることから、応札者が1者の場合、競争性に疑惑がもたれるというデメリットがある。
- ・ 公共工事の積算基準等の公表により、予定価格設定の透明性は確保されており、事後公表にしても事業者が適切に工事見積もりを行うことができる環境が整っている。
- ・ 法整備による懲罰の厳格化、企業のコンプライアンスの向上などにより、不正の発生リスクは相対的に低下しているが、事後公表への移行に伴い、予定価格の決定過程の見直しなど情報の厳格管理を徹底するとともに、都庁における公益通報制度、外部からの働きかけ報告制度なども活用して、不正防止について対策を一層強化していく。

○ 期待される効果

- ・ 予定価格を事前に公表しないため、予定価格に極めて近い落札（落札率99.9%）は減少
- ・ 予定価格超過者の応札も見込まれるため、競争が目に見える形となり、入札の透明性が向上

<1者入札(応札)の件数割合の推移>

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28 (上半期)
全工事*	11.6%	9.1%	8.3%	11.8%	15.2%	19.3%	20.9%	18.3%	15.8%
うち5億円以上	22.2%	22.0%	17.2%	24.8%	28.7%	42.6%	47.3%	42.2%	31.3%

*予定価格250万円超の競争入札に付した契約における発注件数(不調含む)

<落札率99%以上の件数割合の推移>

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
全工事*	8.9%	5.0%	5.1%	9.0%	9.8%	14.9%	16.5%	14.6%

*予定価格250万円超の競争入札に付した契約における落札件数

②JV結成義務の撤廃

○試行内容

発注要件からJV結成義務を撤廃し、JV（原則3者以内）と単体企業のどちらでも参加できる混合入札とする

①財務局契約案件 ⇒ JV結成義務の撤廃+総合評価方式（中小企業が構成員となるJVに加点）

②WTO案件 ⇒ JV結成義務の撤廃

○対象工事

- ・競争入札に付する工事請負契約案のうち、これまで財務局がJV結成を義務付けていた一定額以上の契約案件

○目的・理由

- ・都においては、国や他の自治体と比較して、発注にあたってJVの結成を義務付けている比較的大規模な工事において入札参加者が少なくなっている、JV結成義務が入札参加にあたって制約になっていると考えられる。
- ・混合入札の導入にあたり、中小企業を含むJVを自主的に結成する事業者を総合評価方式において加点することにより、入札における競争性の確保と中小企業の育成との整合を図る。

○期待される効果

- ・大規模工事における入札参加者の増加と競争性の向上

<平成27年度 JV工事における1者入札(応札)の割合等>

		工事件数 *1	平均希望者数 平均応札者数	1者入札(応札) 割合	平均落札率
全 体 *2	JV工事	282件 (6%)	3.2者 (2.6者)	45.4%	93.9%
	単体工事	4538件 (94%)	9.7者 (4.6者)	18.9%	90.9%
うち 財 務 局 契 約	JV工事	168件 (4%)	3.1者 (2.6者)	44.0%	93.7%
	単体工事	377件 (8%)	7.3者 (4.3者)	20.4%	92.4%

*1 予定価格250万円超の競争入札に付した契約における落札件数

*2 公営企業局を含む

③1者入札の中止

○試行内容

- ①財務局契約案件は、原則として入札参加希望者が1者の場合は入札を中止する
- ②再入札案件は、入札参加資格を最大限に見直したうえで1者でも入札を実施する

○対象工事

- ・競争入札に付する工事請負契約案のうち、財務局が契約する案件

○目的・理由

- ・一般に電子調達システムの下での一般競争入札では、1者入札であっても競争性はあるとされているが、その競争は潜在的に入札経過に現れないため、公正性に疑念を生じさせる恐れがある。
- ・不調の多い工事、施工困難工事など、特別の事情がある場合は、事業の停滞を防ぐため、1者入札を認めることも必要と考えるが、財務局契約案件での試行結果を検証して、第三者機関によるチェック体制も含め、1者入札を認める場合の実務的な手続きや基準などの整備を進める。

○期待される効果

- ・1者入札が減少し、入札の透明性・競争性が向上

<平成27年度 財務局・各局別1者入札の契約状況>

	工事件数*	平均希望者数 平均応札者数	1者入札(応札) 割合	平均落札率	契約金額
財務局契約	545件 (11%)	6.0者 (3.8者)	28% (151件) <u>うち希望者1者</u> <u>17%</u> <u>(92件)</u>	92.8%	3963億円 (47%)
各局契約 (公営企業含む)	4275件 (89%)	9.8者 (4.6者)	19%	90.9%	4488億円 (53%)
東京都全体	4820件 (100%)	9.4者 (4.5者)	20%	91.1%	8451億円 (100%)

*予定価格250万円超の競争入札に付した契約における落札件数

(2) 品質確保と競争性の向上

①低入札価格調査制度の適用範囲の拡大

○試行内容

- ①財務局契約案件は最低制限価格制度は適用せず、原則として低入札価格調査制度を適用する
- ②最低制限価格の適用に関する臨時的措置(平成27年度～29年度)は終了する

○対象工事

- ・競争入札に付する工事請負契約案のうち、財務局が契約する案件

○目的・理由

- ・公共工事の不調率の改善や、近年の大手や中堅企業の業績改善を踏まえ、最低制限価格制度の臨時的措置を終了するとともに、これらの事業者を主な対象とする大規模工事を取扱う財務局契約案件について、工事品質を確保しつつ、より競争環境を高めるため、低入札価格調査制度の適用範囲を拡大する。
- ・受注者の約9割を占める中小企業の、ダンピングや過剰な競争による疲弊を防ぎ、持続可能な公共調達環境を確保するため比較的大きい財務局契約案件において実施するとともに、低入札調査にあたっては、下請として参加する中小・零細企業に対して不当なしわ寄せが生じないよう、工事施工体制に関する調査等を強化する。

○期待される効果

- ・低入札価格調査により、工事品質を確保しながらより競争的な価格で契約を締結

<平成27年度 最低制限価格・低入札価格調査の状況>

	工事件数	最低制限価格 対象工事 (WTO以外の工事)	うち最低制限価格 未満の入札あり	低入札価格調査 対象工事 (WTO工事)	うち低入札基準価格 未満の入札あり
財務局契約	545件	509件	138件	36件	6件
各局契約 (公営企業含む)	4275件	4250件	1135件	25件	5件
東京都全体	4820件	4759件	1273件	61件	11件

*予定価格250万円超の競争入札に付した契約における落札件数

3. 平成29年度中に検討、実施する事項

(1) 技術提案型総合評価方式の見直し

- ・価格点と技術点 ⇒ 加算式から除算方式（国交省の標準）への変更を検討
- ・提案内容 ⇒ VIE提案・工期短縮・安全性向上・品質向上等に係る工法等の提案への見直し
- ・審査体制と審査方法 ⇒ 審査委員の選任方法、審査への事務局の関わり方の見直し

(2) 入札契約手続きのチェック体制の強化

①事前検証（進行管理チェック）の仕組み

- ・仕様、施工方法、予定価格などの適正性を確認するための、第三者を交えた全庁横断的な仕組み（組織）
- ・1者入札及び再入札に関する方針決定の仕組み など

②事後検証の強化

- ・入札監視委員会による監視強化
⇒ 1者入札や高落札率案件などの監視強化、審議件数の増、談合情報の報告・審議
⇒ 不自然な入札案件の通知による監査委員との連携

③情報公開の推進

- ・入札契約に関する個別情報の隨時公表
⇒ 1者99%落札に関する個別情報など
- ・入札契約に関する統計情報の定期公表
⇒ 平均落札率や不調率に加え、入札者数別落札率、価格帯別落札率、工種別落札率、工種別不調率など